

『特例事業承継税制関連 最新状況をまとめ掲載—国税庁』

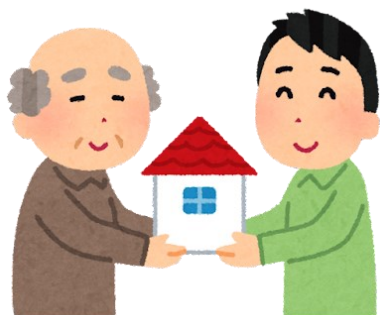
国税庁は、法人版事業承継税制に関する一連のお知らせを以下の通り掲載した。

【非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし】法人版事業承継税制の概要を掲載。贈与税と相続税、それぞれについて、チャートや図表により特例措置の適用を前提として記載しつつ、一般措置と特例措置とで異なる部分については別途、その内容を載せている。

【非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除に係る災害時に関する措置の概要】災害等により被害を受けた会社に係る非上場株式等に対する制度の適用に当たって講じられる、○納税猶予の免除事由の追加 ○納税猶予期間中の事業継続要件等の緩和 ○相続税の納税猶予の適用要件の緩和、の3つの措置について掲載。

【法人版事業承継税制の適用を受けられている方に～継続届出書の提出について～】納税猶予期間中に提出する必要がある継続届出書について、手続の流れや添付書類等の概要を説明している。

【年次報告書・継続届出書の「報告基準日」について】報告基準日は延長後の申告期限に基づくこと、報告基準日に誤りがあった場合は年次報告書の再提出が必要になる等明記。申告期限が延長されている主な例、継続届出書の提出の流れも載せている。



『65歳以上の就業者数上昇傾向 20年連続で前年を上回る』

内閣府は令和6年版「高齢社会白書」を公表した。高齢社会白書は、高齢社会対策基本法に基づき、平成8年から毎年政府が国会に提出している年次報告書だ。高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしている。今回公表された白書によると、令和5年10月1日現在の総人口は1億2,435万人、65歳以上人口は3,623万人で、高齢化率は29.1%となっている。健康への配慮や年金の不安もあってか、人口の約3割に達する65歳以上は就労意欲も高く、就業者数は20年連続で前年を上回る結果となった。

65～69歳における就労率は52.0%となっており、半数を越えている。70～74歳でも34.0%で、働けるうちはいつまでも働きたいという高い意欲を持つ高齢者が多いことがわかる。75歳以上の労働力人口比率は11.5%で平成27年以降、上昇が続いている。労働力人口に占める65歳以上の割合は13.4%で、こちらも長期的に上昇傾向にある。

少子化による労働力不足に歯止めがかからない状況下、健康で意欲的な高齢者をいかに戦力にするか、企業としても今後の重要な経営課題になっているようだ。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com